

データセンタダイレクトサービス 利用規約

株式会社エヌ・ティ・ティ ピー・シー コミュニケーションズ

2012.10.22

| | |
|-------------------------------|---|
| 第1章 総則 | 4 |
| 第1条(サービスの提供) | 4 |
| 第2条(利用規約の変更) | 4 |
| 第3条(用語の定義) | 4 |
| 第4条(サービスメニューの種類と品目) | 4 |
| 第5条(責任分界点) | 4 |
| 第6条(サービスの提供場所と提供範囲) | 4 |
| 第7条(サービスの廃止) | 4 |
| 第2章 契約 | 4 |
| 第8条(申込の単位) | 4 |
| 第9条(最低利用期間) | 5 |
| 第10条(利用責任者) | 5 |
| 第11条(契約者の地位の譲渡制限) | 5 |
| 第12条(他人使用) | 5 |
| 第3章 利用申込および承諾等 | 5 |
| 第13条(契約申込) | 5 |
| 第14条(契約の成立) | 5 |
| 第4章 契約内容の変更等 | 6 |
| 第15条(契約内容の変更) | 6 |
| 第16条(契約事項の変更) | 6 |
| 第17条(契約者の登録情報等の変更) | 6 |
| 第18条(契約者の地位の承継) | 6 |
| 第19条(権利の譲渡等の制限) | 6 |
| 第5章 契約の解除 | 6 |
| 第20条(契約者が行う利用契約の解除) | 6 |
| 第21条(当社が行う利用契約の解除) | 7 |
| 第22条(契約の終了) | 7 |
| 第6章 契約者の義務 | 7 |
| 第23条(契約者の協力義務) | 7 |
| 第24条(電子メールによる応答義務) | 7 |
| 第25条(必要情報の提供) | 8 |
| 第26条(技術項目の維持) | 8 |
| 第27条(禁止行為) | 8 |
| 第28条(ネットワーク接続装置等の管理) | 8 |
| 第29条(ネットワーク内のコンピュータ、接続装置類の管理) | 9 |
| 第30条(故障が生じた場合の措置) | 9 |
| 第31条(契約者の自己負担) | 9 |

| | |
|-----------------------------|----|
| 第7章 提供中止、提供停止 | 9 |
| 第32条(利用の制限) | 9 |
| 第33条(提供中止) | 9 |
| 第34条(提供停止) | 9 |
| 第8章 ネットワークの接続等 | 10 |
| 第35条(接続するネットワークセンターの指定) | 10 |
| 第36条(ネットワークの接続) | 10 |
| 第37条(加入者回線の契約) | 10 |
| 第38条(ネットワーク接続装置の設置) | 10 |
| 第39条(当社による開通工事) | 10 |
| 第40条(加入者回線の種類の変更) | 10 |
| 第41条(ネットワークセンターの変更等) | 10 |
| 第42条(ネットワークセンターの廃止) | 11 |
| 第9章 料金等 | 11 |
| 第43条(料金等の支払義務) | 11 |
| 第44条(初期料金の額) | 11 |
| 第45条(月額料金の額) | 11 |
| 第46条(オプション等料金の額) | 11 |
| 第47条(月額料金(基本)の精算) | 11 |
| 第48条(加入者回線にかかる料金の精算) | 11 |
| 第49条(サービス内容の変更の同時申込にともなう措置) | 12 |
| 第50条(初期料金の請求) | 12 |
| 第51条(月額料金の請求) | 12 |
| 第52条(料金等の支払方法) | 12 |
| 第53条(違約金) | 12 |
| 第54条(割増金) | 12 |
| 第55条(延滞利息) | 12 |
| 第56条(割増金等の支払方法) | 12 |
| 第57条(消費税) | 12 |
| 第58条(端数処理) | 12 |
| 第59条(集金代行の委託) | 12 |
| 第60条(利用契約事項の変更等に伴う料金の支払義務) | 13 |
| 第10章 損害賠償 | 13 |
| 第61条(責任の制限) | 13 |
| 第62条(免責事項等) | 13 |
| 第11章 雑則 | 13 |
| 第63条(契約者情報の保護) | 13 |
| 第64条(第三者への委託) | 13 |

| | |
|---------------------------|----|
| 第 65 条(当社の装置維持基準) | 13 |
| 第 66 条(契約者からの電力の供給) | 13 |
| 第 67 条(守秘義務) | 14 |
| 第 68 条(残存条項) | 14 |
| 第 69 条(準拠法) | 14 |
| 第 70 条(合意管轄裁判所) | 14 |
| 第 71 条(技術的条件) | 14 |
| 附則 | 14 |
| 別紙 1(用語定義) | 15 |
| 別紙 2(サービスの種類と品目) | 16 |
| 別紙 3(料金表) | 17 |

データセンタダイレクト サービス利用規約**第1章 総則****第1条(サービスの提供)**

株式会社エヌ・ティ・ティ ピー・シー コミュニケーションズ(以下、「当社」といいます。)は、データセンタダイレクト サービスの利用規約(以下、「利用規約」といいます。)を定め、この利用規約を遵守することを条件として当社と利用契約を締結いただいた契約者(以下、「契約者」といいます。)に対して、データセンタダイレクト サービス(以下、本サービス)という。)を提供します。

2. 契約者は、利用規約を遵守して本サービスを受けるものとします。

第2条(利用規約の変更)

当社は、この利用規約を変更する場合があります。この場合の提供条件は、変更後の利用規約によります。

2. 当社は、この利用規約の変更にあたり、当該変更の対象となる契約者に対し、その内容を告知、或いは通知します。但し、この通知が到達しない場合であっても、変更後の利用規約が適用されます。

第3条(用語の定義)

本規約で用いる用語の定義は、別紙1(用語定義)の通りとします。

第4条(サービスメニューの種類と品目)

本サービスの種類と品目は、別紙2の通りとします。

2. 前項で示した本サービスの提供条件等は、別途定める仕様書などに定めるものとします。

3. 本サービスの提供は、当社が別途定めるサービスに付随して提供するものとし、本サービス単独での提供は行わないものとする。

第5条(責任分界点)

本サービスの責任分界点は、別途当社の定める「データセンタダイレクト サービス仕様書」等に定めるものとします。

第6条(サービスの提供場所と提供範囲)

本サービスの提供地域は日本国内とし、別途当社の定めるサービス提供可能拠点及びサービス利用申込者の利用場所において、本サービスに対応した加入者回線の提供を得られる(当社が接続するための設備を有していない加入者回線は除く。)地域または場所に限定するものとします。

2. 当社が他の電気通信事業者と相互接続する場合は、その接続点までとします。

3. サービス利用者は、理由の如何を問わず、本サービスにて提供、貸与する機器を日本国外に持ち出すことができません。

4. 本サービスは、当社が提供するデータセンタと接続します。尚、データセンタの場所については、別途当社より契約者に提示します。

5. 当社は、1ヶ月前に通知することによって、提供するデータセンタ、または提供するラックの設置場所を変更することが出来るものとします。

第7条(サービスの廃止)

当社は、本サービスの一部、又は全部を廃止できるものとします。

2. 当社が、一部サービスの種類を廃止したときは、契約者は、他の種類の本サービスを受けることができるものとします。

3. 当社は、本サービスの品目全部或いは一部を廃止することができるものとします。

4. 当社が、一部サービスの品目を廃止したときは、契約者は、他の種類の本サービスまたは他の品目の本サービスを受けることができるものとします。

5. 第2項、第4項の請求において、第15条(契約内容の変更)の規定を準用するものとします。

6. 本サービスを終了する場合、終了する3ヶ月前までにその旨を書面、その他の方法をもって契約者に告知、或いは、通知するものとします。

7. 本サービスの一部の終了およびそれに伴う代替サービスの提供により、契約者が何らかの損害を被った場合においても、当社は一切の責任を負わないものとします。

第2章 契約**第8条(申込の単位)**

契約者と当社が締結するサービス利用契約は、一つの基本サービスを、一つの契約単位とします。

2. 当社は、利用規約の他、必要に応じて特約を定める場合があります。この場合、契約者は利用規約とともに特約を遵守するものとします。

3. 利用規約に定めのない事項については、当社の判断によるものとします。

第9条(最低利用期間)

本サービスの最低利用期間は、第14条に定める利用開始日を起算日として1年間とします。

2. 契約者は、最低利用期間内に利用契約の解除を行った場合は、当社が定める期日までに、残余の期間に対応する月額料金に相当する額を一括で、当社に支払うものとします。

第10条(利用責任者)

契約者は、本サービスの利用にあたり、あらかじめ利用責任者を選任し、その連絡先住所、電話番号および電子メールアドレスを当社に書面で届け出るものとします。また、当該利用責任者が交代した場合、若しくは連絡先に変更があった場合は、直ちに当社に書面で通知するものとします。

2. 当社は、本サービスの契約者からの通知なく、連絡が取れない場合によって引き起こされる損害に対して、一切の責任を負いません。

3. 利用責任者は、当社との連絡、協議の任にあたり、利用規約に基づく情報通信サービスの利用適正化を図るものとします。尚、利用責任者が通知、申請できる内容については、別途定めるものとします。

4. 契約者は、当該利用責任者からのみ本サービスに関わる故障申告を当社に対して行うことができるものとします。

第11条(契約者の地位の譲渡制限)

契約者は、本サービスを利用する権利を譲渡する場合には、当社の定める方法により、譲り受けるもの(以下、「譲受者」といいます。)とともに当社に申し込むものとします。

2. 当社は、前項の譲渡申込にあたり、契約者または譲受者の本人確認のために資料等を提出していただくことがあります。

3. 当社が、譲渡申込を承諾した場合には、譲渡承諾日を記載した文書により、譲受者に通知します。

4. 当社が、譲渡申込を承諾した場合は、譲受者は、契約者が当社に対して負っている利用申込に基づく一切の債務を継承するものとします。

5. 当社は、譲受者が第14条3項に該当する場合若しくは第34条1項該当し、提供停止となっている場合には、本サービスの提供を受ける権利の譲渡を承諾しない場合があります。

6. 契約者は、本サービスの提供を受ける権利等、本サービスの申込によって発生する権利を、本条に定めるほか、当社の承諾なく、他に譲渡、賃貸、質入れ等の行為をすることができないものとする。

第12条(他人使用)

契約者は、その契約者の責任において、本サービスをその契約者以外の第三者に使用させること(以下、「他人使用」といいます。)ができるものとします。この場合、契約者は、次の各号を遵守することとします。

(1) 他人使用した第三者の行為についても、当社に対して責任を負うこと。

(2) 他人使用した第三者の本サービス使用に係わる料金などについても、自ら当社に支払うこと。

第3章 利用申込および承諾等**第13条(契約申込)**

申込希望者は、利用規約を承諾の上、当社所定の方法により利用申込を行うものとします。

2. 当社は、前項の利用申込において、申込希望者に対し、契約者確認の為、資料の提出を求める場合があります。

3. 申込希望者は、利用時その他当社に提出する資料に個人情報に記載する場合、当社に個人情報を提供することを、本人に同意を得た上で記載するものとします。

4. 当社は、別途定める審査基準に従い、利用申込内容を審査します。審査基準に適合した場合、当社は本サービス利用の申込を承諾します。

5. 申込希望者は、当社が本サービスの提供に必要な範囲において、当社が委託先に契約者の情報を提供することを承諾するものとします。

6. 当社は、本サービス申込後の、契約者による利用申込の取り消しは、一切受け付けません。

第14条(契約の成立)

当社が利用申込を承諾した場合は、利用開始日を記載した文書等により通知します。本サービスの利用は、この利用開始日に許諾されたものと見なします。

2. 利用申込に係るサービスの提供は、申込を受け付けた順とします。ただし、当社は、必要と認めるときは、その順序を変更することがあります。

3. 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合は、その申込を承諾しないことがあります。

(1) 本サービスの提供、または、本サービスに係る機器等の保守が技術上著しく困難なとき。

(2) 申込希望者が本サービス、または、当社の提供するその他のサービスの料金、または、手続きに関する料金等の支払いを現に怠り、または、怠るおそれがあるとき。

(3) 申込希望者が、第34条(提供停止)第1項各号のいずれかに該当し、または該当するおそれがあるとき、若しくは当社の提供する他のサービスにおいて同様の行為を行ったことがあるとき。

(4) 本サービスの提供に要する加入者回線の設置について、電気通信事業者の承諾が得られないとき。

- (5) 利用申込書に虚偽の事実を記載したとき。
 - (6) 設備上の都合または技術的に困難であるなどサービス提供に支障がある場合。
 - (7) 本サービスの申込みをした者が指定した支払い口座等が、金融機関等により利用の差し止めが行われていることが判明したとき。
 - (8) 本サービスの申込みをした者が未成年であって、保護者の同意を得ていないとき。
 - (9) 本サービスの申込みをした者が、過去、本サービス他当社のサービスにおいて、利用規約の規定に違反したことがあるとき。
 - (10) 前各号のほか、当社の業務遂行上支障があるとき。
4. 当社が申込みを許諾しない場合は、当社は申込希望者に対し書面、または、その他の方法でその旨を通知します。

第4章 契約内容の変更等

第15条(契約内容の変更)

契約者は、次の各号の変更を行う場合、当社所定の方法により申し込むものとします。

- (1) 同一サービス且つ同一提供エリア内での設置場所の変更
 - (2) データセンタ内での設置場所の変更
 - (3) 当社が、当社所定の方法により変更可能と規定した内容の変更をする場合。
2. 当社は、前項の請求を承諾した場合は、契約者に対し当該変更内容について書面その他の方法で通知します。
3. 当社は、第2項の請求があった場合において、その請求を承諾することが技術的に困難であるなど、当社の業務遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。その場合、第14条（契約の成立）第3項各号を準用します。当社が申し込みを承諾しない場合は、その理由を契約者に通知します。
4. 契約者の変更請求内容によっては、ユーザID等の変更等を伴う場合があります。

第16条(契約事項の変更)

契約者が、次の各号の変更を行う場合、当社所定の方式により申請するものとします。

- (1) 第10条（利用責任者）に定める利用責任者に関する事項を変更する場合。
 - (2) 料金支払方法を変更する場合。
 - (3) 当社に届け出た請求書送付先、口座振替口座に関する事項を変更する場合。
2. 当社は、前項の申請を承諾した場合、契約者に対し、その旨を変更日と共に通知します。
3. 当社は、第1項の申請があった場合、当社の業務遂行上支障がある場合、当社は申請を承諾しない場合があります。
4. 当社が、申請を承諾しない場合、契約者に対しその旨を通知します。

第17条(契約者の登録情報等の変更)

契約者が、次の各号の変更を行う場合、当社所定の方式により申請するものとします。

- (1) 商号及び登記所在地
 - (2) 代表取締役の氏名
2. 当社は前項の届け出があった場合、その事実を証明する書類の提出を求める場合があります。
3. 契約者が、第1項の申請を行わなかったことに伴う不利益、損害等について、当社は一切責任を負わないものとします。

第18条(契約者の地位の承継)

契約者である個人が死亡した場合は、利用申込により発生する権利は自動的に解除され、契約者の地位は相続されないものとします。

2. 契約者である法人が合併し契約者の地位の承継があった場合は、契約者はその旨をただちに当社に、書面で通知するものとします。当社はその通知受領後、当該承継法人に書面により通知の上、利用申込を解除することができるものとします。当社がこの解除権を通知後1ヶ月以内に行使しなかった場合は、承継した法人は利用申込に基づく被承継サービス利用者の当社に対する一切の債務を承継したものとします。この場合には、第11条（契約者の地位の譲渡制限）の規定は適用しません。

第19条(権利の譲渡等の制限)

契約者は、本サービスの提供を受ける権利等、利用契約上の権利を当社の承認なく、他に譲渡、貸与、質入れ等の行為をすることができません。

第5章 契約の解除

第20条(契約者が行う利用契約の解除)

契約者が、利用契約を解除する場合、当社に対し契約解除の日の40日前までに契約解除の旨、及び契約解除するサービス品目等を当社が定める書面にて通知するものとします。この場合、通知があった日から当該通知において契約解除の日とされた日ま

株式会社 NTPC コミュニケーションズ

での期間が40日未満である場合、契約解除の効力は当該通知があった日から40日を経過する日に生じるものとします。

2. 本サービスにおいて、契約者が端末設置場所(利用場所)の変更を希望し、新しい契約者の設置場所で、本サービスに利用していた加入者回線の提供が受けられない場合、且つ他の種類のサービスまたは他の種類の加入者回線に変更する意志がない場合、契約者は、本契約を解除することができるものとします。

3. 前項の申し出において、第1項の規定を準用します。また、解除により最低利用期間に満たない場合は、第47条(月額料金(基本)の精算)の規定を適用します。

第21条(当社が行う利用契約の解除)

当社は、次の号に挙げる事由がある場合、契約者になんらの通知をすることなく、利用契約を解除することができるものとします。

- (1) 契約者が、差押、仮差押、仮処分、公売処分、租税滞納処分、その他公権力の処分を受けた場合。
- (2) 契約者が、振出した手形、又は引受けた手形、小切手が不渡りとなる等の支払停止状態に至った場合。
- (3) 契約者が、民事再生手続、会社更生手続の開始、破産等の申し立ての対象となった場合。
- (4) 契約者が、事業を譲渡し、資本の減少、営業の廃止、変更、若しくは合弁によらない解散の決議をした場合。
- (5) 第34条(提供停止)第1項に基づき、当社が本サービスの提供を停止した場合、又は停止の日から14日以内に停止の原因となった事由が解消されない場合。
- (6) 第34条(提供停止)第1項各号のいずれかの事由があり、本サービスの提供に著しく支障を及ぼすおそれがあると認められる場合。
- (7) 契約者が、当社の提供する他のサービスにおいて、利用規約違反により契約を解除された場合。

2. 第42条(ネットワークセンターの廃止)第1項の規定によりネットワークセンターが廃止されたとき(同条第2項の規定により他のネットワークセンターへの変更があった場合を除きます。)は、廃止の日には本契約が解除されたものとします。

3. 第7条(サービスの廃止)第1項および第3項の規定により本サービスの種類または品目全部或いは一部が終止されたとき(同条第2項または第4項の規定により他の種類または品目への変更があった場合を除きます。)は、廃止の日には本契約が解除されたものとします。

4. 本サービスにおいて、契約者が端末設置場所(利用場所)の変更を希望し、新しい契約者の設置場所で、本サービスに利用していた加入者回線の提供が受けられない場合且つ契約者が、他の種類のサービスまたは他の種類の加入者回線に変更する意志がない場合、当社は、本契約を解除することができるものとします。

5. 当社は、第1項の規定により本契約を解除するときは、契約者に対しあらかじめその旨を書面またはその他の方法で通知します。また、解除により最低利用期間に満たない場合は、第47条(月額料金(基本)の精算)の規定を適用します。

第22条(契約の終了)

当社は第9条で定める利用期間が満了した日をもって、契約者への本サービスの提供を終了するものとします。

2. 前項により、契約者が利用契約の解除を通知した場合、契約者は、当社の指示に従い当社の指定する期間内に当社より提供しているネットワーク接続装置及び回線終端装置を契約者の負担により返還するものとします。

3. 前項の期間内に、契約者がネットワーク接続装置及び回線終端装置を当社に返還しない場合、当社は契約者に対して、違約金を請求することができるものとします。

4. 利用契約は、契約者がネットワーク接続装置及び回線終端装置を返還した日若しくは違約金を支払った日に終了するものとします。

5. 前項の場合において、その利用期間中にかかる契約者の一切の債務は、利用規約の解除をした後においても、その債務が履行されるまで消滅しないものとする。

第6章 契約者の義務

第23条(契約者の協力義務)

当社は、次の各号の場合、契約者に対し機器・情報・資料等の提供、及び当社が行う調査に必要な契約者の設備等への立入調査等の協力を求める場合があります。この場合、契約者はこれに応じるものとします。

- (1) 当社が、利用申込の遵守状況を調査、確認するため必要な場合。
- (2) 契約者の故障予防、又は回復のため必要な場合。
- (3) 当社が、技術上必要な場合。
- (4) その他、当社が必要と判断した場合。

2. 契約者は、本サービスが不正に利用、又は利用されようとしている場合、直ちに当社に通知し、本サービスの不正利用に関する当社の調査に協力するものとします。

第24条(電子メールによる応答義務)

契約者は、常に当社からの電子メールが、第10条に定める利用責任者の連絡先電子メールアドレスに確実に到達しうるようにし、当社から依頼のあった場合、それに対し遅滞なく応答を行うものとします。

2. 当社は、契約者に対し、当社の有益と思われるサービスや、ビジネスパートナーの商品・サービス等の情報を電子メールで送信する場合があります。契約者は、当該メールが不要な場合には、当社に申し出ることにより、このような電子メールなどの送信を停止させる事ができるものとします。

第 25 条(必要情報の提供)

契約者は、本サービス利用のために当社に提供した全ての情報を正確且つ最新のものに保つものとします。

第 26 条(技術項目の維持)

契約者は、契約者のネットワークを別途当社の定める仕様書等に示す技術項目に適合するよう維持するものとします。

第 27 条(禁止行為)

契約者は、本サービスの利用にあたり、次の各号の行為を行わないものとします。

- (1) 法令に違反、又はそれに類似する行為。
 - (2) 当社、或いは第三者を差別、若しくは誹謗中傷し、その名誉、信用、プライバシー等の人格的権利を侵害する行為、又はそれに類似する行為。
 - (3) 個人情報、その他第三者に関する情報を偽る行為、また不正な手段を用いて個人情報等の収集、取得する行為、或いはそれに類似する行為。
 - (4) 個人情報を本人の同意なく、違法に第三者に開示、提供する行為、又はそれに類似する行為。
 - (5) 当社、或いは第三者の著作権、その他の知的財産権を侵害する行為、又はそれに類似する行為。
 - (6) 当社、或いは第三者の法的保護に値する一切の利益を侵害する行為、又はそれに類似する行為。
 - (7) 違法行為、若しくは犯罪行為を行い、又は第三者にそれを教唆若しくは幫助する行為、又はそれに類似する行為。
 - (8) 虚偽の情報を意図的に提供する行為、又はそれに類似する行為。
 - (9) 公職選挙法に違反する行為、又はそれに類似する行為。
 - (10) 当社の本サービスの提供を妨害する行為、又はそれに類似する行為。
 - (11) 第三者の通信に支障を与える方法、或いはその態様において本サービスを利用する行為、又はそれに類似する行為。
 - (12) 当社、或いは第三者の運用するコンピュータ、電気通信設備等に不正にアクセスする行為、クラッキング行為、アタック行為、および当社、或いは第三者の運用するコンピュータ、電気通信設備等に支障を与える方法、或いはその態様において本サービスを利用する行為、およびそれらの行為を促進する情報掲載等の行為、又はそれに類似する行為。
 - (13) 無断で第三者に広告、宣伝、若しくは勧誘の電子メール(特定電子メールを含むがそれに限定されない)を送信する行為。又は第三者が嫌悪感を抱く、若しくはそのおそれのある電子メール(「嫌がらせメール」、「迷惑メール」)を送信する行為、又はそれに類する行為。
 - (14) コンピュータウィルス等他人の業務を妨害する、或いはそのおそれのあるコンピュータ・プログラムを、本サービスを利用して使用し第三者に提供する行為、又はそれに類する行為。
 - (15) 第三者の通信環境を無断で国際電話、或いはダイヤル Q2 等の高額な通信回線に変更する行為、および設定を変更させるコンピュータ・プログラムを配布する行為。
 - (16) 風俗営業等の規制及び適正化に関する法律(以下、「風営適正化法」といいます。)が規定する映像送信型風俗特殊営業、又はそれに類する行為。
 - (17) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(以下、「出会い系サイト規制法」といいます。)が規定するインターネット異性紹介事業、又はそれに類する行為。
 - (18) わいせつ、児童買春、児童ポルノ、児童虐待にあたるコンテンツを発信する行為、および児童の保護等に関する法律に違反する行為、又はそれに類する行為。
 - (19) 無限連鎖講(「ねずみ講」)、或いはそれに類似する行為、又はこれを勧誘する行為。
 - (20) 本人の明確な同意無く、詐欺的手法を用いて第三者の個人情報を調査、収集、利用する行為。
 - (21) 本サービスからアクセス可能な第三者の情報を改竄し、又は消去する行為。
 - (22) 他人の ID、或いはパスワードを不正に取得し使用する行為、又はそれに類する行為。
 - (23) その他、他人の法的利益を侵害し、又は公序良俗に反する方法、或いはその態様において本サービスを利用する行為。
2. 前項に規定する行為には、当該行為を行っているサイトへリンクを張る等、当該行為を誘引する、又は結果として同等となる行為を含みます。
3. 第 1 項第 15 号および第 17 号については、風営適正化法、又は出会い系サイト規制法の定めに従い、適正に事業運営されていることを、当社が確認できた場合、第 1 項の規定適用から除外し、特別に本サービスの利用を認める場合があります。但し、その後契約者が、第 1 項で定める禁止行為を行った場合や、不適正な事業運営であると当社が判断した場合は、第 34 条(提供停止)に定めるサービスの提供の停止を含む措置を行う場合があります。
4. 契約者が第 1 項で規定する禁止行為に該当する行為を行っている当社で判断した場合、当社は、第 34 条(提供停止)に定める措置を行う他に、契約者の違反行為に対する苦情対応に要した料金、および当社が契約者の違反行為により被る損害料金を契約者に請求します。

第 28 条(ネットワーク接続装置等の管理)

契約者は、利用申込に基づき当社が提供するネットワーク接続装置や回線終端装置等に対して次のことを守るものとします。

- (1) ネットワーク接続装置や回線終端装置等を当社の承諾なく回線設置場所から移動すること。
- (2) ネットワーク接続装置や回線終端装置等を日本国外に持ち出すこと。
- (3) ネットワーク接続装置や回線終端装置等を譲渡または担保に供すること。
- (4) ネットワーク接続装置や回線終端装置等を転貸または売却して第三者に利用させること。

株式会社NTTPC コミュニケーションズ

- (5) ネットワーク接続装置や回線終端装置等を分解、解析、改造、改変などして、引渡時の原状を変更すること。
 - (6) 有償、無償を問わず、プログラムの全部または一部の第三者への譲渡、使用権の設定、その他第三者に使用させること。
 - (7) プログラムの全部または一部を複製、改変、その他通信機器のソフトウェアに関する著作権その他の知的財産権を侵害する行為。
2. 前項の規定に違反して当社が提供するネットワーク接続装置や回線終端装置を亡失または毀損した場合には、当社の職員または当社が指定するものが当該装置を復旧または修理するものとし、その料金は契約者が負担するものとする。また、復旧、修理が不可能である場合は当該装置の購入代価を損害賠償として負担するものとする。

第29条(ネットワーク内のコンピュータ、接続装置類の管理)

契約者は、契約者のネットワーク内に接続するコンピュータ、接続装置類等を厳重に管理するものとし、これらの不正利用により当社或いは第三者に損害を与えることのないよう万全の配慮を講じるものとします。

第30条(故障が生じた場合の措置)

契約者は、本サービスのうち、当社が提供する回線に故障が生じたときは、直ちにその旨を当社に通知するものとします。

2. 前項の通知があったときは、当社はその原因調査を行うものとします。
3. 第1項の障害が契約者の責に帰すべき事由により生じたときは、当該故障の調査、および、修理に要した料金は、契約者に負担していただきます。
4. 第2項の調査の結果、本サービスに故障がないことが明らかとなったときは、契約者は当社に対し、当該調査に関して要した料金を支払うものとします。

第31条(契約者の自己負担)

契約者は、本サービスの利用に関連して、他の契約者、若しくは第三者に対して損害を与えた場合、又は他の契約者、若しくは第三者と紛争を生じた場合、自己の料金と責任で解決するものとし、当社に何らの迷惑、又は損害を与えないものとします。

第7章 提供中止、提供停止

第32条(利用の制限)

当社は、天災事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがあるときは、本サービスの利用を制限する措置を取ることがあります。

第33条(提供中止)

当社は、次の場合は、本サービスの提供を中止することがあります。

- (1) 当社の通信設備の保守、または、工事のためやむを得ないとき。
 - (2) 当社が設置する通信設備の障害等やむを得ないとき。
 - (3) 加入者回線を提供している電気通信事業者が行う電気通信設備の保守または工事のためやむを得ないとき
 - (4) 加入者回線を提供している電気通信事業者の電気通信設備の障害等やむを得ないとき
 - (5) 第32条（利用の制限）の規定によるとき
 - (6) 契約者が当社の承諾なしに、本サービスと本サービスの提供にあたり当社が選定したネットワーク接続装置、又は回線終端装置以外の機器等とを接続したとき
2. 当社は、本サービスの提供を中止するときは、契約者に対し事前にその旨、ならびに、理由、および、期間を通知します。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。
3. 当社が、前項の規定により、本サービスを中止する場合、契約者に対し、その旨とサービス提供中止の期間を事前に通知します。但し、緊急やむを得ない場合、この限りではありません。尚、これにより契約者に損害が発生した場合、当社は責任を負いません。

第34条(提供停止)

当社は、契約者が次の各号(以下「停止条件」という。)に該当するときは、本サービス、または、当社が契約者に提供しているその他のサービスの提供を停止することがあります。

- (1) 利用申込上の債務の履行を怠ったとき
- (2) 第6章(契約者の義務)の規定に違反したとき。
- (3) 第38条（ネットワーク接続装置の管理）第1項の規定に違反したとき。
- (4) 第27条（禁止行為）の規定に違反したとき。
- (5) 違法に、または、明らかに公序良俗に反する態様において本サービス、または、当社が契約者に提供しているその他のサービスを利用したとき。
- (6) 当社が提供するサービスを直接、または、間接に利用する者の当該利用に対し重大な支障を与える態様において本サービス、または、当社が契約者に提供しているその他のサービスを利用したとき。
- (7) 申し込みに当たって虚偽の事項を記載したことが判明したとき。
- (8) 当社が提供するサービスの利用に関し、直接または間接に当社または第三者に対し、過大な負荷または重大な支障(設備やデータ等の損壊を含むがそれに限定されない)を与えたとき。

(9) 特定電気通信事業役務提供者の損害賠償責任の制限および発信者情報の開示に関する法律に関する申告があり、その申告が妥当であると当社が判断する相当の理由があるとき。

(10) その他、当社が不適切と判断する行為。

2. 前項による本サービスの提供の停止は、原則として、停止条件に該当するかぎり継続するものとし、当社は契約者が停止条件に該当しなくなった後、停止解除の措置を行います。なお、停止解除には、数日要する場合があることを契約者は、承諾するものとします。
3. 当社は、前項の規定により本サービス、または、当社が契約者に提供しているその他のサービスの提供を停止するときは、予めその理由、提供停止をする日を契約者に通知します。ただし、設備保全上必要な場合、当社または第三者の被害の拡大が予想される場合など緊急やむを得ない場合は、即時に停止を行い、事後に通知することがあります。

第8章 ネットワークの接続等

第35条(接続するネットワークセンターの指定)

当社は、サービス種類ごとにネットワークセンターを指定し、本サービスを提供するための電気通信設備を設置します。

2. 契約者は、1契約ごとに指定された本サービスの提供を受けることのできるネットワークセンターを使用するものとし、それ以外のネットワークセンターを使用して本サービスを利用することはできないものとします。

第36条(ネットワークの接続)

当社は、利用申込に基づき、本サービスを提供するための加入者回線や回線終端装置を設置し、契約者が指定する場所において当社が提供するネットワーク接続装置と加入者回線を接続します。尚、当該ネットワーク接続装置、又は回線終端装置と契約者のネットワーク内に設置されている機器との接続作業は、契約者が接続を行うものとします。

2. ネットワークの接続方法は、当社が定める技術基準に従って、契約者のネットワーク内に設置するネットワーク接続装置又、又は回線終端装置と、当社のネットワークセンターに設置するネットワーク接続装置を接続するものとします。
3. 契約者のネットワークと当社のネットワークとを接続するために使用される加入者回線及び加入者回線に付随する回線接続装置、屋内配線等を設置するために必要となる場所等は、契約者に提供していただくものとします。
4. 契約者のネットワーク接続装置、又は回線終端装置、及び、本サービスの加入者回線に関して必要となる電力は、契約者に提供していただくものとします。

第37条(加入者回線の契約)

本サービスに利用する回線については、それぞれのサービス種類において、当社が別途定める電気通信回線を利用するものとし、その契約は、原則、当該電気通信回線の提供を行う電気通信事業者と当社が行うものとします。

2. 前項の電気通信回線の契約においては、原則、電気通信事業者に対し長期継続利用の申し出を行わないものとします。
3. 第1項の加入者回線の設置にかかる料金および料金は、契約者が負担するものとし、その料金は、本サービス料金の中に入れて請求を行うものとします。

第38条(ネットワーク接続装置の設置)

契約者は、当社が契約者のネットワーク内に当社の選定したネットワークを設置することを了承するものとします。

2. 契約者のネットワーク内に設置した当社のネットワーク接続装置、又は回線終端装置については、当社の都合により、その種類を変更することがあります。
3. 当社が設置したネットワーク接続装置については、契約者の申し出以外に、当社の都合によりネットワーク接続装置内の設定内容を変更する場合があります。
4. 当社が設置したネットワーク接続装置については、当社の職員または当社が委託するネットワーク技術者が設定を行います。
5. 当社は、契約者が当社のネットワーク接続装置、又は回線終端装置に対して当社の許可なく、設置場所の変更、又は設定変更等を行ったことにより発生したいかなる損害に対しても責任を負わないものとします。

第39条(当社による開通工事)

当社が提供するネットワーク接続装置、又は回線終端装置については、当社の職員または当社が委託するネットワーク技術者が、契約者が指定する場所に設置及び撤去を行います。

第40条(加入者回線の種類の変更)

当社は、本サービスの加入者回線について、その種類を変更していただくことがあります。その場合は、事前にその内容について通知します。

第41条(ネットワークセンターの変更等)

当社は、ネットワークセンターに設置したネットワーク接続装置や回線終端装置について、その種類や設置場所を変更することがあります。

2. ネットワーク接続装置の種類や設置場所の変更により、契約者側に設置されるネットワーク接続装置、又は回線終端装置の設定等の変更が必要になることがあります。
3. ネットワークの接続装置や回線終端装置等の設置場所の変更により、契約者の利用する加入者回線の変更または加入者回線

の利用申込内容の変更が必要になることがあります。

- 第2項または第3項の場合は、契約者に対し相当な期間をおいてその旨を書面またはその他の方法で通知します。
- 第2項に定めるネットワーク接続装置の変更、および第3項に定める加入者回線の変更または加入者回線の利用申込内容については、契約者の負担により行っていただきます。

第42条(ネットワークセンターの廃止)

当社は、都合によりネットワークセンターを廃止することがあります。この場合、当社は、契約者に対し相当な期間をおいてその旨を書面またはその他の方法で通知します。

- 契約者は、前項ネットワークセンターの廃止があったときは、当社に申請することにより、ネットワークセンターを変更してサービスを受けることができます。
- 契約者は、前項の申し出において、第15条(契約内容の変更)の規定を準用します。

第9章 料金等

第43条(料金等の支払義務)

契約者は、当社に対し、本サービスの利用契約に関し、第50条(初期料金の請求)から第51条(月額料金の請求)までの規定により調定した初期料金、月額料金、オプション等料金を支払うものとします。

- 初期料金(基本サービス)は、本サービス利用の申込を承諾した時点で、支払い義務が発生いたします。
- 月額料金(基本サービス)は、利用開始日から起算して、当該サービスの提供を受けた最後の日までの期間について、利用料の支払い義務が発生いたします。
- サービス内容の変更にもなる料金は、当該変更ごとに、当社が第15条(契約内容の変更)第1項の申込を承諾した時点で(料金があるときに限ります。)、支払い義務が発生いたします。
- オプション料金等のその他の料金は、その他サービス利用の申込を承諾した時点で、支払い義務が発生いたします。
- 本サービスの料金の算出については、第33条(提供中止)または第34条(提供停止)の規定により、本サービスの提供が停止された場合における当該停止の期間であっても、当該サービスの提供があったものとして取り扱うものとします。

第44条(初期料金の額)

当社は、初期料金として、別紙3の料金表にて、初期料金(基本サービス)を定めます。

- 前項で定める料金は、契約する種類及び品目に応じた本サービスの加入料に相当する額と、当社が本サービスを提供するために契約を行った加入者回線に関して、電気通信事業者に対して負担することとなる工事費等の一時料金の額(料金があるときに限ります。)を合計した額とします。

第45条(月額料金の額)

当社は、月額料金(基本)として、別紙3の料金表にて、月額料金(基本サービス)を定めます。

- 前項で定める料金は、契約する種類及び品目に応じた本サービスの月額基本料に相当する額と、当社が、本サービスを提供するために契約を行った加入者回線に関して、電気通信事業者に対して負担することとなる月額料金の額を合計した額とします。

第46条(オプション等料金の額)

当社は、サービス料金、サービス内容の変更料金、その他の料金として、別紙3の料金表にて、オプション等の料金を定めます。

- サービス内容の変更にもなる料金は、本サービスの変更料に相当する額と、当社が、本サービスを提供するために契約を行った加入者回線に関して、電気通信事業者に対して負担することとなる工事費用等一時費用の額(費用があるときに限ります。)を合計した額とします。

第47条(月額料金(基本)の精算)

契約者は、利用期間が1年を経過する日より前に契約解除(第20条(契約者が行う利用契約の解除)第2項の規定により解除された場合を除きます。)またはサービスの種類または品目の変更(第42条(ネットワークセンターの廃止)第2項または第7条(サービスの廃止)第2項または第4項の規定によるもの)の場合は除きます。以下、「解除等」といいます。)で、月額料金(基本)に変更が生じた場合は、当該解除等の次の日から当該最低利用期間の末日までの期間に対応する月額料金(基本)の差額(残額があるときに限ります。)を一括して支払うものとします。

第48条(加入者回線にかかる料金の精算)

契約者は、契約者のネットワークの端末設置場所(利用場所)の変更または接続するネットワークセンターの変更にもない、加入者回線の月額料金変更にもなる違約金(違約金があるときに限ります。)等が生じた場合は、当社が、電気通信事業者に対して負担することとなる額を支払うものとします。

- 契約者は、本サービスに用いる加入者回線の変更にもない、契約解除または加入者回線の月額料金変更にもなる違約金(違約金があるときに限ります。)等が生じた場合は、当社が、電気通信事業者に対して負担することとなる額を支払うものとします。
- 契約者が、加入者回線の提供を行う電気通信事業者に直接支払うことになっていた場合で、加入者回線の月額料金の支払いや、加入者回線の解除に伴う違約金(違約金があるときに限ります。)の支払いを怠ったりするなど、当社が電気通信事業者に対して当該料金の弁済をした場合は、当社は契約者(既に本サービスの契約解除した元契約者も含みます。)に対し当該料

金について求償することができるものとします。

第 49 条(サービス内容の変更の同時申込にもなう措置)

1つの契約において、同時に2つ以上のサービス内容の変更をする場合、1つのサービス内容の変更とみなしてサービス内容の変更料金を算定します。

第 50 条(初期料金の請求)

当社は、契約者に対し、本サービスの初期料金について、第 44 条(初期料金の額)と第 46 条(オプション等料金の額)の規定により算出した額を暦月に従って計算し、請求します。

第 51 条(月額料金の請求)

当社は、契約者に対し、本サービスの月額料金について、第 45 条(月額料金の額)、第 46 条(オプション等料金の額)を毎月、暦月に従って計算し、請求します。

2. 利用開始の日が暦月の初日以外の日であった場合における当該月の本サービスの月額料金(基本)の額は、当該月における本サービスを提供した期間に対応する料金の額とします。

3. サービス種類の変更の日が暦月の末日以外の日であった場合における当該月の本サービスの月額料金(基本)の額は(第 47 条(月額料金(基本)の精算)の規定で精算した場合、その精算金を除きます。)、当該月における当該変更前および変更後の本サービスを提供した期間に対応する料金の額とします。

4. サービス品目の変更の日が暦月の末日以外の日であった場合における当該月の本サービスの月額料金の額は第 47 条(月額料金(基本)の精算)の規定で精算した場合、その精算金を除きます。)、当該月における当該変更前および変更後の本サービスを提供した期間に対応する料金の額とします。

5. 契約の解除の日が暦月の末日以外の日であった場合における当該月の本サービスの月額料金の額は第 47 条(月額料金(基本)の精算)の規定で精算した場合、その精算金を除きます。)、当該月における本サービスを提供した期間に対応する額とします。

第 52 条(料金等の支払方法)

契約者は、本サービスの料金等を、申込時の契約者の申請により当社が承諾した口座振替および銀行振込のいずれかの方法により支払うものとします。なお、支払に関する細部条項は契約者と収納代行会社、金融機関等との契約条項または当社が指定する期日、方法によります。また、契約者と当該収納代行会社、金融機関等の間で紛争が発生した場合は、当該当事者双方で解決するものとします。

第 53 条(違約金)

当社は、契約者の責に帰すべき事由により、第 9 条(最低利用期間)に定める契約期間が経過する以前に利用契約の解除をした場合、当該解除があった次の日から当該契約期間の末日までの期間に相当する料金の全額を、請求できるものとします。また、契約者は、当社から請求があった場合は、速やかに支払うものとします。

第 54 条(割増金)

料金等の支払を不法に免れた契約者は、その免れた額の他、その免れた額に相当する額を割増金として、当社が指定する期日までに支払うこととします。

第 55 条(延滞利息)

契約者が、料金その他の債務(延滞利息は除きます。)について支払期日を経過してもなお支払がない場合、当該契約者は、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年 14.6 %の割合で計算して得た額を、延滞利息として当社が指定する期日までに支払うこととします。

第 56 条(割増金等の支払方法)

第 54 条(割増金)および第 55 条(延滞利息)の支払については、当社が指定する方法により支払うものとします。

第 57 条(消費税)

契約者が当社に対し本サービスにかかる債務を支払う場合において、消費税法および同法に関する法令の規定により当該支払について消費税および地方消費税が賦課されるものとされているときは、契約者は、当社に対し、当該債務を支払う際に、これに対する消費税および地方消費税相当額を併せて支払うものとします。

第 58 条(端数処理)

当社は料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

第 59 条(集金代行の委託)

契約者は、本サービスの料金等の入金案内について、当社が当該債権の入金案内業務を、集金代行業務を行なう会社へ委託することを、予め承諾するものとします。

第60条(利用契約事項の変更等に伴う料金の支払義務)

契約者の事由によってネットワークの接続場所を移転した場合は、契約者は、移転に係る額を支払う義務を負います。

2. 契約者は、当社が契約者のネットワーク内に当社のネットワーク装置の設置工事を行う場合において、契約者の都合により、設置工事日の変更を希望する場合には、変更に係る料金を支払うものとします。

第10章 損害賠償**第61条(責任の制限)**

当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責に帰すべき理由により契約者に対し本サービスを提供しなかった時は、当該本サービスを利用できないことを当社が知った時刻(以下、「障害発生時刻」といいます。)から起算して、連続して24時間以上、当該本サービスが全く利用できなかった時に限り、その障害発生時刻における契約内容の月額料金額(基本サービス)を限度として損害を賠償します。但し、契約者が当該請求をし得ることとなった日から3ヶ月を経過する日までに当該請求をしなかった時は、契約者はその権利を失うものとします。

第62条(免責事項等)

前条(責任の制限)の規定は、本サービスに関して当社が契約者に負う一切の責任を規定したものとします。当社は、契約者、その他いかなる者に対しても本サービスを利用した結果について、本サービスの提供に必要な設備の不具合・故障、その他の本来の利用目的以外に使用されたことによって、その結果発生する直接、或いは間接の損害について、前条(責任の制限)の責任以外は、法律上の責任並びに明示、又は黙示の保証責任を問わず、いかなる責任も負いません。また、本契約の定めに従って当社が行った行為の結果についても、原因の如何を問わずいかなる責任も負いません。但し、当社に故意、又は重大な過失があった場合、本条は適用しません。

2. 本サービスと接続する契約者のシステムが、インターネットと接続され、その結果、インターネット経由によるウイルス感染、不正侵入、その他アタック等により、契約者ネットワーク内に何らかの被害が発生した場合においても、当社は、いかなる責任も負いません。

3. 当社は、本サービスが、契約者の特定の目的に適合すること、期待する機能を有していること、不具合や故障を生じないことを含め、本サービスに関して、明示的にも黙示的にもその完全性、正確性、確実性、有用性等のいかなる保証も一切行わないものとします。

4. 当社は、本サービスの利用に起因する契約者或いは第三者の損害(情報等が破損または滅失したことによる損害、若しくは契約者が本サービスから得た情報等に起因して生じた損害を含むが、それに限定されない。)について、その原因の如何によらず、一切の賠償の責任を負わないものとします。

5. 火災、地震、落雷、風水害、その他天災地変、または異常電圧などの外部的要因その他の不可抗力による通信機器の故障、破損又は滅失等に関しては、当社は一切その責を負わないものとする。

6. 当社は、本サービスにかかる設備その他のネットワーク接続装置の設置、撤去、修理または復旧の工事に当たって、契約者の動産、不動産に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

7. 当社は、この利用規約の変更により契約者のネットワーク接続装置または契約者の電気通信設備の改造または変更(以下、「改造等」といいます。)を要する料金については負担しません。

第11章 雑則**第63条(契約者情報の保護)**

当社は、本利用申込に関連し、知り得た契約者の技術上、営業上、又はその他の業務上の情報(以下「契約者情報」といいます。)を、当社が別途定め公表する「個人情報保護方針」に記載された利用目的の他、契約者に同意を得た範囲内でのみ利用します。

2. 当社は、契約者情報を、個人情報と同等の安全管理措置を講じて保護します。

3. 当社は、契約者情報を、利用規約に明示された場合、又は法律上開示が認められる場合(正当防衛、緊急避難等を含む。)を除き、第三者に開示、提供しません。

第64条(第三者への委託)

契約者は、当社が本サービスを提供するにあたり、本サービスの全部、又は一部を当社の指定する第三者に委託することを了承するものとします。

2. 当社は、前条の規定にかかわらず、委託先に対し、本サービスの運営上必要な範囲に限り、契約者の情報を開示します。

第65条(当社の装置維持基準)

当社は、本サービスを正常な状態に維持するよう善良なる管理者の注意義務をもって当社の設備を維持します。

第66条(契約者からの電力の供給)

契約者のネットワーク接続装置や回線終端装置等の機器、および、本サービスの加入者回線に関して必要となる電力は、契約者に提供していただきます。

第 67 条(守秘義務)

契約者及び当社は利用申込に関連し、知り得た相手方の技術上・営業上またはその他の業務上の機密情報を相手方の文書による承諾なしに、第三者に開示または漏洩してはならないものとします。ただし、次の各号に該当する場合は、この限りではないものとします。

- (1) 知り得た時点で既に公知・公用となっている場合
- (2) 知り得た後、自己の責によらず公知・公用となっている場合
- (3) 知り得た時点で既に取得済みの場合
- (4) 自ら独自に開発した場合
- (5) 正当な権限を有する第三者から機密保持義務を課せられることなく正当に取得した場合
- (6) 法令または権限のある公的機関の要請により開示または提供が求められた場合
- (7) 契約者に対し、利用申込に基づく義務の履行を請求する場合
- (8) 本サービスに起因して紛争または損害賠償請求が発生した場合
- (9) その他、本サービスの運営上必要がある場合

第 68 条(残存条項)

第 67 条（守秘義務）については、利用申込終了の後も効力を有するものとします。

第 69 条(準拠法)

利用申込の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

第 70 条(合意管轄裁判所)

契約者と当社との間で訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を管轄裁判所とします。

第 71 条(技術的条件)

本サービスにおける基本的な技術事項は、別途当社の定める仕様書等に定めるとおりとします。

附則

この利用規約は、平成 24 年 10 月 22 日から実施します。

別紙1(用語定義)

| 用語 | 用語の意味 |
|------------|---|
| 電気通信事業者 | 電気通信事業法にいう電気通信事業者 |
| 電気通信回線 | 電気通信事業者が提供する符号伝送を行う通信回線、ケーブル等 |
| 電気通信回線設備 | 電気通信回線を接続する伝送路設備および交換設備ならびに付属設備 |
| 加入者回線 | 当社のネットワークと契約者のネットワークを結ぶための電気通信回線 |
| 品目 | 加入者回線の種類 |
| ネットワークセンター | ルータ等のネットワーク接続装置をはじめとする当社の電気通信設備が設置される当社の管理する施設、当社アクセスポイント |
| 利用責任者 | 本サービス利用における責任者。 |
| ネットワーク接続装置 | 本サービスにおいて通信されるデータの蓄積・交換・中継を行い、ネットワークを相互接続するスイッチ等の機器類 |
| 回線終端装置 | 加入者回線を終端する装置 |
| 相互接続装置 | 他通信事業者の電気通信回線設備と、当社の電気通信回線設備を接続するネットワーク接続装置 |
| 屋内配線 | 加入者回線と回線終端装置若しくは専用ユーザ終端装置との間に設置する線条 |
| 接続可能拠点 | 本サービスを提供するために当社が設置したネットワークセンターを有する場所 |
| 接続点 | 当社のネットワーク装置と他電気通信事業者の回線を接続するところ |
| 構内接続 | 当社のネットワーク設備内にてケーブル接続される接続 |

別紙2(サービスの種類と品目)

1. 基本サービス

次の種類のサービスを基本サービスとして提供します。

| 区分 | 品目 | サービス内容 |
|-----------|------|---|
| Ether 専用線 | 100M | 100Base-TX(Full Duplex)の仕様で、契約者が指定する拠点と当社データセンタ内に設置された当社ネットワーク設備(相互接続装置)、若しくは、契約者が契約している当社データセンタ内の契約ラック内に設置された当社回線終端装置を接続し、100メガビット/秒の符号伝送が可能なもの |
| | 1G | 1000Base-TX、1000Base-SX、1000Base-LX(オートネゴシエーション)の仕様で、契約者が指定する拠点と当社データセンタ内に設置された当社ネットワーク設備(相互接続装置)、若しくは、契約者が契約している当社データセンタ内の契約ラック内に設置された当社回線終端装置を接続し、1ギガビット/秒の符号伝送が可能なもの |

別紙3(料金表)

適用

- (1) 料金表には第57条(消費税、および、地方消費税)に定める、消費税及び地方消費税相当額を含む総額を表示します。
- (2) 当社が複数のサービス契約等を合算して請求する場合は、合算後の金額に対して第58条(端数処理)を適用いたします。
- (3) 前項の規定により、本利用規約に記載される初期料金および月額料金の額と、当社からの請求額に相違がある可能性があります。その場合は、契約者は当社からの請求書に記載される額を支払うものとします。

第1表 基本サービス料金

| サービス種別 | 品目 | クラス | 単位 | 初期料金 | 月額料金 |
|-----------|------|--------------|-----|------|------|
| Ether 専用線 | 100M | エリア1:東京23区 | 回線毎 | 個別見積 | 個別見積 |
| | | エリア2:神奈川県横浜市 | | 個別見積 | 個別見積 |
| | | エリア2:神奈川県川崎市 | | 個別見積 | 個別見積 |
| | 1G | エリア1:東京都千代田区 | | 個別見積 | 個別見積 |
| | | エリア1:東京都中央区 | | 個別見積 | 個別見積 |
| | | エリア1:東京都港区 | | 個別見積 | 個別見積 |
| | | エリア1:東京都江東区 | | 個別見積 | 個別見積 |
| | | エリア2:東京都渋谷区 | | 個別見積 | 個別見積 |
| | | エリア2:東京都文京区 | | 個別見積 | 個別見積 |
| | | エリア2:東京都台東区 | | 個別見積 | 個別見積 |
| | | エリア2:東京都豊島区 | | 個別見積 | 個別見積 |
| | | エリア3:東京都品川区 | | 個別見積 | 個別見積 |
| | | エリア4:多摩地区 | | 個別見積 | 個別見積 |
| | | エリア5:武蔵府中地区 | | 個別見積 | 個別見積 |
| | | エリア6:調布地区 | | 個別見積 | 個別見積 |

※上記料金は、消費税が含まれるものとする。

※上記料金は、当社が選択する加入者回線と電気通信設備、加入者回線の回線終端装置(1台/拠点)が含まれるものとする。

※サービスの利用において、加入者回線引き込みに伴う配管(光ケーブル保護管等)工事や加入者回線成端箱(光ケーブル成端盤)を取り付ける工事や撤去等に係る料金は、含まれないものとする。

(別途、発生する場合は、契約者負担となるものとします。)

第2表 その他の料金

| 適用 | 単位 | 料金額 |
|---|----------|------|
| 提供回線の移動(既存のケーブル範囲内) | 1作業・拠点ごと | 個別見積 |
| 提供回線の移動(既存のケーブル範囲外) ※同一品目、クラス/エリア内での移設 | 1作業・拠点ごと | 個別見積 |